公益財団法人千葉県市町村振興協会基金積立運用規程

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県市町村振興協会(以下「この法人」という。)に設置する基金(以下「基金」という。)の積み立て及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(基金の積立)

第2条 この法人は、市町村振興宝くじに係る収益金をもって千葉県がこの法人 へ交付する当該年度の交付金の額の100分の90に相当する額及びこの法 人の定款第4条第1項第1号の事業の償還金等を、基金として積み立てるもの とする。

(基金の運用)

第3条 基金の運用は、千葉県内の市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合(以下「市町村等」という。)に対する資金の貸付の方法によるもののほか、公益財団法人千葉県市町村振興協会資産運用細則によるものとする。

(貸付の対象事業)

- 第4条 基金の貸付対象事業は、次の各号に定める事業とする。
 - (1) 災害時における市町村等の緊急融資事業及び災害防止対策事業等
 - (2) 市町村等における緊急に整備を要する施設等整備事業
- 2 この規程に定めるもののほか、市町村等に対して基金を貸し付ける場合の貸付の条件、手続き等その細目について必要な事項は、公益財団法人千葉県市町村振興協会貸付細則で定める。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、定款第4条第1項に規定する事業の資金 に充てることとする。

(基金の取崩)

第6条 基金は、定款第4条第1項に定める事業の財源に充てる場合に限り、その一部を取崩すことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、 理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。